



返戻金制度について

・事業所名 株式会社 NEX-GEN 許可番号 (13-ユ-310234)

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。これは、当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。ただし、当該求職者の退職が、求人者の求職者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではありません。返戻金制度は有料職業紹介契約書により個別の定めをする場合があります。

当制度により変換する金額は下記の通りです。

就労期間	1ヶ月以内	報酬額の80%
就労期間	1ヶ月を超え3ヶ月以内	報酬額の60%
就労期間	3ヶ月を超え5ヶ月以内	報酬額の40%
就労期間	5ヶ月を超え6ヶ月以内	報酬額の20%